

「パート等有期雇用労働法」 「労働基準法」改正のポイントと対策

厚木法人会源泉部会では、労務関係の諸事項等について研修会を開催いたします。社内の皆様
お誘いあわせのうえご出席ください。

令和 8 年 10 月に改正施行されるパート等有期雇用労働法と 40 年ぶりとも言われる労働基準
法改正予定事項について、主な内容と対策を踏まえてご説明いたします。

- ◆ パート等有期雇用労働者に対する同一労働同一賃金
 - ① 雇入れ時に待遇差の説明を求める権利の明示義務化
 - ② 賞与、退職手当、その他各種手当格差の是正
- ◆ 今後改正が予定されている主な内容
 - ① 連続勤務日数の上限と法定休日
 - ② 年次有給休暇取得時の賃金算定
 - ③ 従業員代表者の選出基準の見直し（36 協定等） 他
- ◆ その他、研修会までに法改正やその他労務管理に関する動向等が提示された場合には、
内容を変更することがあります。

- 開催日時 令和 8 年 9 月 9 日（水） 午後 3 時～午後 5 時
- 会 場 厚木アーバンホテル本館 2 階
厚木市中町 3-14-14 電話 222-3344
- 講 師 みたけ社会保険労務士事務所 三嶽 忍 氏
- 定 員 40 名
- 参 加 費 無料
- 申込方法 二次元コードからのお申込み、または下記申込書に必要事項
をご記入のうえ、厚木法人会へ FAX 等でお送りください。
- 申込締切 9 月 2 日（水）但し、定員に達し次第締め切ります。



9 月源泉研修会
申込二次元コード



《お申込み・お問い合わせ》

〒243-0017 厚木市栄町 1-16-15 公益社団法人厚木法人会 源泉部会
電 話 046-221-1055 FAX 046-222-3808

「パート等有期雇用労働法」「労働基準法」改正のポイントと対策 参加申込書

会社名 _____

電話番号 _____

FAX 番号 _____

参加者名 _____

参加者名 _____

【個人情報の取扱いについて】当会は、この参加申込書に係る個人情報を、この研修会の名簿作成などのために利用し、それ以外の目的
で利用することは、一切ございません。